平成２３年（フ）第３３０号
北九州市八幡西区大字笹田818番地５
債務者　樋口　文江
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６１号
福岡県中間市中央３丁目８番15号
債務者　小林　克己
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４６２号
福岡県中間市中央３丁目８番15号
債務者　小林美根子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２０号
北九州市八幡西区若葉３丁目20番41―206号
債務者　堤　　旦子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５２７号
北九州市小倉南区朽網西４丁目19番１―205号
債務者　石光　千恵
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５５６号
北九州市小倉北区板櫃町15番14号　ハイツロータス201
債務者　藤井　政信
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７４号
福岡県田川市大字奈良217番地　春日橋グリーンハイツ501号
債務者　松下　　茂
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第５５号
佐賀県唐津市鎮西町横竹812番地２
債務者　風本　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第２３７号
大分市千代町４丁目１番25号　プレミール小野103
債務者　平野英利香
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６６号
大分県別府市石垣東１丁目８番46―602号
債務者　友　　美樹
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２７２号
大分市大字光吉2023番地の８　市営２Ａ７―99
債務者　佐藤　卓臣
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０４号
宮崎市生目台東３丁目23番地６
債務者　加野　千穂
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１５号
宮崎県日向市浜町３丁目48番地
債務者　檜垣恵里子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第９７号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5270番地12、前住所鹿児島県鹿屋市西祓川町675番地
債務者　薬師堂正美
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
沖縄県名護市字宇茂佐1709番地108
債務者　久高　光作
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第５２１号
北九州市小倉南区城野４丁目７番５―409号
債務者　入江　美里
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４０５号
名古屋市名東区香流３丁目120番地　コーポ香月101号
債務者　佐藤　榮治
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９４号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目４番３号　クレヨンハイツ202号
債務者　鎌込　　光
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係